

観観産第513号の3
平成26年1月24日

都道府県知事 殿

観 光 庁 長 官

新高速乗合バスへの移行後の高速ツアーバス等の取扱いについて

高速ツアーバス及び会員制高速バス(以下「高速ツアーバス等」という。)については、平成25年7月31日までに新高速乗合バスに移行することとし、同年8月1日以降は高速ツアーバス等の運行を認めない旨通知してきたところであります(「高速ツアーバス等の高速乗合バスへの早期移行について」(平成24年7月31日付け国自旅第238号、観観産第188号)及び「高速ツアーバス等の新高速乗合バスへの移行に係る周知の徹底について」(平成25年4月2日付け国自旅第692号、観観産第582号)参照)。

これを踏まえ、高速ツアーバス等から新高速乗合バスへの移行を確実なものとするため、平成25年8月1日以降の高速ツアーバス等の取扱いについて、別添のとおり定め、(一社)日本旅行業協会及び(一社)全国旅行業協会に対し周知徹底を要請したところでありますのでその趣旨を了知いただくとともに、旅行業協会非加盟の第2種旅行者、第3種旅行者、地域限定旅行者及び旅行者代理業者に対しても周知徹底いただくようお願いいたします。

なお、国土交通省ホームページ上の「高速ツアーバス安全通報窓口」及び「高速ツアーバス運行事業者リスト」については、平成25年7月31日をもって運用を終了したので、ご留意ください。また、「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」の策定について(平成24年6月29日付け国自旅第209号)及び「高速バス表示ガイドライン」の策定について(平成24年6月29日付け国自旅第210号)の改正についても、その趣旨を了知いただくとともに周知徹底いただくよう念のため申し添えます。